



国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険のお知らせ

国民健康保険税の納税通知書を7月上旬に送付します

◆納税義務者は世帯主

世帯主が国保に加入していなくても、同一世帯に国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

◆計算方法

国保税は、「医療分」「後期高齢者支援分」「介護分」ごとに計算した「所得割額」「資産割額」「均等割額」「平等割額」を合算して、世帯ごとに算出します。なお、国保加入者が後期高齢者医療制度に移行し、世帯内の国保加入者が1人になった場合、軽減措置があります。通知書に記載された額は減額後の税額です。

【平成28年度の国保税率と課税限度額】

	計算方法	医療分 (加入者全員)	後期高齢者 支援分 (加入者全員)	介護分 (40歳～64歳)
所得割	(前年の総所得金額- 基礎控除33万円) ×税率	7.0%	1.5%	1.5%
資産割	土地及び家屋にかかる 固定資産税額×税率	21.0%	5.0%	4.0%
均等割	加入者の人数×税額	1人につき 26,000円	1人につき 6,000円	1人につき 6,000円
平等割	1世帯あたりの税額	26,000円	6,000円	6,000円
課税限度額		540,000円	190,000円	160,000円

◆所得に応じた軽減制度

世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減制度があります。また、65歳未満の非自発的失業者（会社の倒産や解雇、雇用期間満了）に対する軽減制度もあります。

介護保険料の納入通知書を7月上旬に送付します

◆今年度65歳になる人は、誕生日以降に送付します。

◆介護保険料は、介護サービスにかかる費用を予測して基準額を決め、それをもとに、対象者の市民税の課税状況や所得、対象者の世帯の市民税の課税状況などに応じて、9段階に分かれています。

この基準額は3年ごとに見直しがされており、平成27～29年度の基準額は年額64,800円です。

後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に送付します

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の平成27年中の所得に応じて決まる「所得割額」を合算して算出します。

【計算方法】

年間保険料(限度額57万円)

$$\begin{matrix} \text{均等割額} & + & \text{所得割額} \\ 47,300\text{円} & + & \begin{matrix} \text{基礎控除後の} \\ \text{総所得金額等} \\ \times \\ \text{所得割率}9.26\% \end{matrix} \end{matrix}$$

後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在お持ちの被保険者証は、7月末で有効期限が満了となります。8月から使用する被保険者証は、県後期高齢者医療広域連合から7月15日（金）以降に、特定記録郵便（黄色の封筒）で送付します。7月22日（金）以降、被保険者証が届かない場合は、健康課までお問い合わせください。また、有効期限が切れた被保険者証は、健康課または各支所に返還するか、各自で破棄してください。



国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納め方

年金から天引きされる人 (特別徴収)

年金が年額18万円以上の人で、国民健康保険税と介護保険料の合算額や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えない人

仮徴収		
4月	6月	8月
前年の所得が確定していないため、暫定額を天引きします		

本徴収		
10月	12月	2月
確定した額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて天引きします		

納付書または口座振替の人 (普通徴収)

特別徴収の対象とならない人、市内に転入してきた人、保険料が変更になった人、年度の途中で制度の対象年齢になった人（介護：65歳 後期高齢者：75歳）

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	8月1日 (月)	8月31日 (水)	9月30日 (金)	10月31日 (月)
期別	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	11月30日 (水)	12月26日 (月)	1月31日 (火)	2月28日 (火)

※口座振替手続きは、「国民健康保険税」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」のそれぞれが必要です。

※全期前納を希望される人は、**全ての納付書(8枚綴り)**で納めてください。(全期前納用の納付書は添付されていません)

※10月支給分の年金から保険税・保険料の天引きが開始される人は、7～9月は納付書または口座振替で納めてください。

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の掛け金は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象です。

後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証について

平成28年度の住民税が非課税世帯の人は、申請により8月1日以降適用の認定証が交付されます。

区分	食事代 (1食あたり)	1か月の自己負担限度額	
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	360円	12,000円	44,400円
区分II	過去1年の 合計入院日数が 90日以内の場合	210円	8,000円 24,600円
	過去1年の 合計入院日数が 91日以上の場合	160円	
区分I	100円	15,000円	

この認定証を医療機関などの窓口で提示すると、窓口での一部負担金や入院時の食事代が減額されます。

◆申請に必要なもの

- 被保険者証 ・ 印鑑
- 本人または世帯員は平成28年1月1日時点で市内に在住していない場合、その人の平成28年度の非課税証明書（所得・課税証明書）

※平成27年度から引き続き対象になる人には、7月下旬に新しい認定証を送付しますので、申請の必要はありません。ただし、区分IIの人で新たに91日以上入院があった場合は、再度申請が必要です。

区分II：世帯員全員が住民税非課税で、区分Iに該当しない人

区分I：世帯員全員が住民税非課税で、各所得金額が0円の人(年金所得は控除額を80万円として計算)

※入院日数は、申請月から過去1年以内で、区分IIの認定期間内の日数